



発行 新潟県
号外 1
 平成27年 3月13日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

条 例

- 1 新潟県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例（林政課）

本号で公布された条例のあらまし

◇新潟県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例（新潟県条例第1号）

- 1 基金の設置期間の見直し
 森林整備の加速化並びに森林資源を活用した林業及び木材産業の再生を図るため、新潟県森林整備加速化・林業再生基金の設置期間を見直すこととしました。(附則関係)
- 2 施行期日
 この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

新潟県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県条例第1号

新潟県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例

新潟県森林整備加速化・林業再生基金条例（平成21年新潟県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>附 則</p> <p><u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>2 この条例は、平成27年 3月31日限り、その効力を失う。</u></p> <p><u>3 この条例の失効の際、基金に残高があるときは、当該残高に相当する金額を、一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。